

社会福祉法人すずらん保育園
役員及び評議員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費の額並びに支給方法については、この規程による。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償及び旅費)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、費用弁償として1回当たり3,000円を支給する。ただし、職員が役員を兼務する場合は支給しない。

2 役員等が法人の業務のため、旅行したときは、別表の旅費を支給する。

(その他)

第4条 費用弁償及び旅費の支給は、すみやかに支払うものとする。

附則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

第2条にただし書きを追加する。

(平成24年3月28日理事会において改正する。)

第2条の報酬額を5,000円から3,000円に改訂する。

(平成25年3月27日理事会において決定。平成25年4月1日より施行)

この規程の対象に評議員を加える。

報酬を無報酬とし、費用弁償を支払うこととする。

(平成29年2月1日理事会において決定。平成29年4月1日から施行)

別 表

鉄道等	車 賃	日 当	宿泊費
実 費	1キロにつき 20円	県内 5,000円 県外 5,000円	実 費